

返戻金制度

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合 コンサルティングフィーの80%を返金
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合 コンサルティングフィーの50%返金
- (3) 入社後3か月超6ヶ月以内に退職した場合 コンサルティングフィーの10%返金

ただし、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。